

湯川村建設工事に係る共同企業体取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、村が発注する建設工事に係る特定建設工事共同企業体の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「特定建設工事共同企業体」とは、大規模かつ技術的に難度の高い工事の施工に際して、技術力等を結集することにより工事の安定的施工を確保することを目的として、工事ごとに結成される共同企業体をいう。

(特定建設工事共同企業体活用の原則)

第3条 特定建設工事共同企業体の活用は、技術力等の結集により、単体企業による施工に比べ効果的な施工ができると認められる適正な範囲にとどめるものとする。

(対象工事)

第4条 特定建設工事共同企業体により施工することができる工事（以下「対象工事」という。）は、次の各号に掲げる工事種別ごとにそれぞれ当該各号に定める予定価格以上のものとする。

- (1) 土木一式工事（下水道工事を含む。） 50,000千円
- (2) 建築一式工事 50,000千円
- (3) 電気工事 30,000千円
- (4) 管工事 30,000千円
- (5) 舗装工事 30,000千円
- (6) 水道施設工事 30,000千円

(構成員の数)

第5条 特定建設工事共同企業体の構成員数は、別表のとおりとする。

(構成員の要件)

第6条 特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件のすべてを満たさなければならない。

- (1) 湯川村建設工事等発注基準（平成21年8月6日通知。以下「発注基準」という。）の制限付一般競争入札の1の第1号から第6号までに規定する要件を満たしていること。
- (2) 特定建設工事共同企業体の構成員の組合せは、対象工種の予定価格ごとに別表に掲げる地域要件及び発注基準の制限付一般競争入札の2に規定する資格総合点数（次条において「資格総合点数」という。）を満たす者の組合せとなっていること。
- (3) 構成員のうち、代表者となる者は、元請として同種工事の施工実績を有すること。
- (4) 構成員のうち、代表者となる者は、発注基準の制限付一般競争入札の1の第9

号に規定する要件を満たしていること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、対象工事ごとに村長が定める要件を満たしていること。

(代表者)

第7条 特定建設工事共同企業体の代表者は、次のとおりとする。

(1) 管内業者どうしの組合せの場合、構成員による自主的な選定で代表者を決定するものとする。

(2) 県内業者同士の組合せ又は、県内業者と準県内業者の組合せの場合、資格総合点数の最も大きな者を代表者とする。

(出資割合)

第8条 代表者の出資割合は、構成員のうち最大とする。

2 特定建設工事共同企業体の構成員のうち最小の出資者の出資割合は、30パーセント以上とする。

(発注方法)

第9条 特定建設工事共同企業体への工事の発注は、発注基準の制限付一般競争入札により行う。

(入札参加申込み)

第10条 対象工事の制限付一般競争入札に参加しようとする特定建設工事共同企業体は、次に掲げる書類を村に提出しなければならない。

(1) 制限付一般競争入札参加申込書（特定建設工事共同企業体）

(2) 特定建設工事共同企業体協定書（第1号様式）の写し

(3) その他村長の指定する書類

(入札保証金等)

第11条 入札保証金、入札参加資格の喪失、設計図書等の閲覧及び価格内訳書の提出については、発注基準の制限付一般競争入札の5から8までの規定を準用する。

(入札参加資格の審査)

第11条の2 特定建設工事共同企業体に係る入札参加資格の審査については、発注基準の制限付一般競争入札の4に規定する資格の確認時に行う。

2 前項の入札参加資格の審査において、特定建設工事共同企業体の構成に関する入札参加資格要件については、当該入札参加資格要件を満たさない者は入札に参加できないものとする。

(解散の時期)

第12条 特定建設工事共同企業体は、当該契約履行後3か月を経過するまでの間は解散することができないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、当該工事の契約の相手方とならなかった特定建設工事共同企業体は、当該請負契約が締結された日に解散するものとする。

(特定建設業の許可の有無)

第13条 特定建設工事共同企業体が建設業法施行令（昭和24年政令第284号）第2条に定める金額以上となる下請負契約を締結して当該工事を施工する場合には、構成員のうち1社以上が建設業法第15条の規定に基づく特定建設業の許可を受けているものとする。

（編成表等の提出）

第14条 工事を施工する共同企業体は、構成員全員による共同施工を確保するため、請負契約締結時に第2号様式を基本として、共同企業体運営委員会の委員名、工事事務所の組織及び人員配置等を記載した共同企業体編成表を村長に提出するものとする。

（構成員の脱退及び加入）

第15条 共同企業体の構成員のいずれかが脱退した場合には、残存構成員が工事完成の義務を負うものとする。

2 共同企業体の工事の途中において構成員が脱退した場合であって、脱退した構成員が工事施工の主導的役割を担っていたこと等により、残存構成員のみでは適正な施工の確保が困難であると認められるときは、村長は、残存構成員からの申請に基づき、新たな建設業者を当該共同企業体の構成員として加入させることができるものとする。

3 前項の申請は、新規加入承認申請書（第3号様式）によるものとする。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、公布の日から施行し平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成29年4月1日告示第22号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月1日告示第29号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第5条、第6条関係）

特定建設工事共同企業体の構成員数及び構成員の要件

ア 土木一式工事

予定価格	構成員数	各構成員の地域要件	各構成員の資格総合点数
50,000千円以上 100,000千円未満	2社	管内業者	750点以上 700点以上（村内業者で従たる構成員の場合）
		県内又は準県内業者	750点以上
100,000千円以上	2～3社	管内業者	750点以上 700点以上（村内業者で従たる構成員の場合）
		県内又は準県内業者	750点以上

イ 建築一式工事

予定価格	構成員数	各構成員の地域要件	各構成員の資格総合点数
50,000千円以上 100,000千円未満	2社	管内業者	750点以上 700点以上（村内業者で従たる構成員の場合）
		県内又は準県内業者	750点以上
100,000千円以上	2～3社	管内業者	800点以上 750点（村内業者で従たる構成員の場合）
		県内又は準県内業者	800点以上

ウ 電気工事

予定価格	構成員数	各構成員の地域要件	各構成員の資格総合点数
30,000千円以上	2～3社	管内業者	650点以上 600点以上（村内業者で従たる構成員の場合）
		県内又は準県内業者	650点以上

エ 管工事

予定価格	構成員数	各構成員の地域要件	各構成員の資格総合点数
30,000千円以上	2 ～ 3 社	管内業者	750点以上 700点以上（村内業者で従たる構成員の場合）
		県内又は準県内業者	750点以上

オ 舗装工事

予定価格	構成員数	各構成員の地域要件	各構成員の資格総合点数
30,000千円以上	2 ～ 3 社	管内業者	700点以上 650点以上（村内業者で従たる構成員の場合）
		県内又は準県内業者	700点以上

カ 水道施設工事（水道本管工事）

予定価格	構成員数	各構成員の地域要件	各構成員の資格総合点数
30,000千円以上	2 ～ 3 社	管内業者	600点以上 550点以上（村内業者で従たる構成員の場合）
		県内又は準県内業者	600点以上

（注）

村内業者：湯川村内に本社若しくは本店又は支社若しくは支店を有する業者。

管内業者：会津若松市、喜多方市、河沼郡、大沼郡、耶麻郡に本社若しくは本店を有する業者。

県内業者：福島県内に本社若しくは本店を有する業者。

準県内業者：福島県内に支店若しくは営業所を有する業者で、当該支店若しくは営業所の代表者の見積、入札、契約締結、契約代金の請求及び受領の権限が与えられている業者。

第1号様式（第10条関係）

特定建設工事共同企業体協定書

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- （1）湯川村発注に係る〇〇〇建設工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「建設工事」という。）の請負
- （2）前号に附帯する事業

（名称）

第2条 当共同企業体は、〇〇〇・〇〇〇 特定建設工事共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を湯川村大字 〇〇〇 字 〇〇 番 〇〇 号に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後 3 か月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇市町村 〇〇〇 町 〇〇 番 〇〇 号
〇〇〇 建設株式会社

〇〇市町村 〇〇〇 町 〇〇 番 〇〇 号
〇〇〇 建設株式会社

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、 〇〇〇 建設株式会社 を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに入札及び見積に関する一切の権限、請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発

注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

〇〇〇 建設株式会社 〇〇%

〇〇〇 建設株式会社 〇〇%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第 9 条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第 10 条 各構成員は、建設工事の請負契約及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第 11 条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行〇〇支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第 12 条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第 13 条 決算の結果、利益を生じた場合には、第 8 条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第 14 条 決算の結果、欠損を生じた場合には、第 8 条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第 15 条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第 16 条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

3 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第 16 条の 2 当企業体は、構成員が、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第3項までの規定を準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員が工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第3項までの規定を準用するものとする。

(代表者の変更)

第18条 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務が果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、発注者の承認により残存構成員を代表者とできるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第19条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第20条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇〇建設株式会社 ほか1社は、上記のとおり 〇〇〇・〇〇〇 特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書2通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自保有するものとする。

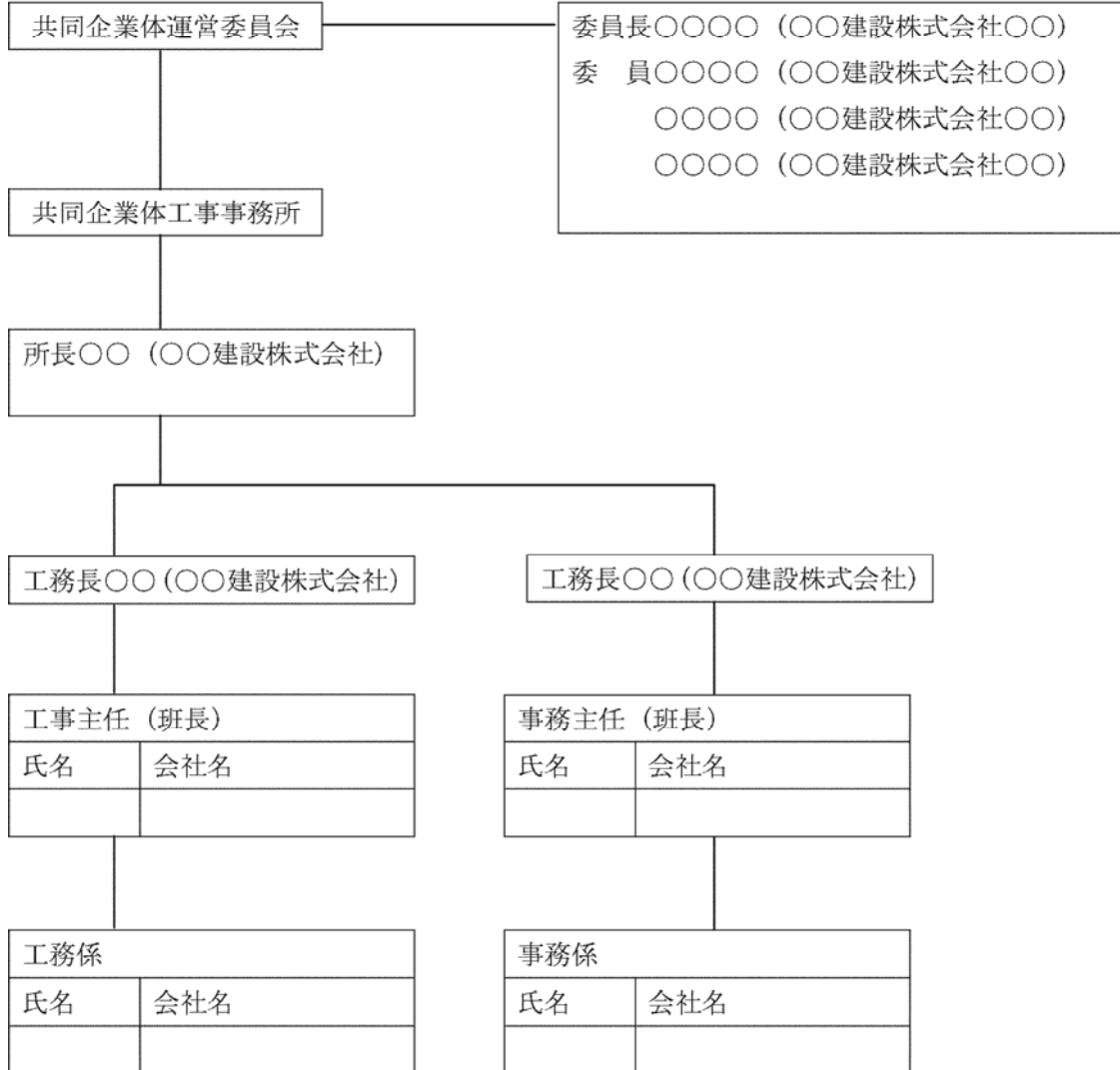
年 月 日

〇〇市町村 〇〇〇 町 〇〇 番 〇〇 号
〇〇〇 建設株式会社

〇〇市町村 〇〇〇 町 〇〇 番 〇〇 号
〇〇〇 建設株式会社

第2号様式 (第14条関係)

〇〇建設工事共同企業体編成表



第3号様式（第15条関係）

共同企業体構成員新規加入承認申請書

今般、〇〇共同企業体の構成員である〇〇が、 年 月 日、〇〇〇〇により、同構成員から脱退いたしましたが、工事施工の必要から新たに〇〇を加入させることにいたしましたので承認くださるよう申請いたします。

年 月 日

湯川村長 様

共同企業体名称
代表者（構成員）

印

（添付書類）

- 1 〇〇共同企業体変更協定書の写し
- 2 新たな者の加入を残存構成員が承認した旨の書面